

# 自治会館消防計画作成例

## 〇〇町自治会館 消防計画

### (目的)

第1条 この計画は、〇〇町自治会館の防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防および人命安全確保ならびに被害を最小限度に防止することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この計画は、〇〇町自治会館に出入りするすべての者に適用する。

### (防火管理者の権限及び業務)

第3条 防火管理者は、〇〇 〇〇とし、この計画について一切の権限を有し次の業務を行う。

- 1 消防計画の作成、変更
- 2 消火、通報、避難訓練の実施
- 3 建物、火気使用設備器具および消防用設備の点検
- 4 消防用設備等の法定点検の立会い
- 5 火気使用設備器具等の使用および取り扱い事項の作成、掲示
- 6 管理権原者への提案や報告
- 7 その他防火管理上必要な業務

### (消防機関との連絡等)

第4条 管理権原者等は次の業務について、消防機関への報告、届出および連絡を行うものとする。

- 1 防火管理者選任（解任）届
- 2 消防計画作成（変更）届
- 3 訓練実施の通報
- 4 消防用設備等点検報告
- 5 建物および諸設備の設置または変更の事前連絡および法令手続き
- 6 その他法令に基づく諸手続き

### (防火管理維持台帳の作成・保管)

第5条 管理権原者等は前条で報告または届出した書類および防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理台帳を作成し保管しておくものとする。

### (放火防止対策)

第6条 防火管理者は次の事項に留意し放火対策に努めるものとする。

- 1 建物の外周部および敷地内に可燃物を放置しない。
- 2 退館時には必ず施錠する。

(会館使用者、責任者の遵守事項)

第7条 会館使用者の責任者は火災予防のため次の事項を厳守すること。なお、本遵守事項については、室内の見やすい箇所に火気設備器具の取扱注意事項、喫煙上の注意事項、避難経路の管理上の注意事項、使用後の点検事項として別記様式1を掲示する。

- 1 喫煙は指定された場所で行い、退館する前には必ず灰皿の整理を行い、安全を確認すること。
- 2 火気使用設備器具は指定された場所で使用するとともに、器具等は本来の目的以外に使用しないこと。また、退館する前には火気使用設備器具等の安全を確認すること。
- 3 通路、出入口、避難口付近（玄関、勝手口、縁側等）に避難上障害となる物品を置かないこと。
- 4 消防用設備等の周辺には物品等を置かず、その機能を阻害しないこと。
- 5 火災を発見した場合は、消防機関（119番）に通報するとともに、防火管理者に連絡し、災害時の被害を最少限度に食い止めるよう適切な行動をとること。

(訓練)

第8条 防火管理者は消火、通報および避難の訓練を定期的に、1年に1回以上実施すること。なお、訓練を実施する場合は、消防訓練実施計画書により事前に消防長に届け出ること。

また、消防訓練を防火防災訓練に代える場合は、防火防災訓練実施計画書を事前に消防長に届け出ること。

(建物等の自主検査及び消防用設備等の点検)

第9条 建物、火気使用設備器具、消防用設備等の点検は別記様式2に基づき、次により実施する。

1 建物、火気使用器具

検査対象	検査実施年月日	
建物	〇月	〇月
火気使用設備器具	〇月	〇月

2 消防用設備等

	防火管理者が行う点検		点検資格者等が行う点検	
	外観点検		機器点検	総合点検
消火器	〇月	〇月	〇月、〇月	
自動火災報知設備	月	月	月	月
非常警報設備	〇月	〇月	〇月	〇月
非常警報器具	月	月	月 月	
誘導灯	〇月	〇月	〇月、〇月	
誘導標識	月	月	月 月	

(点検、検査結果の記録)

第10条 点検、検査を実施した防火管理者は、管理権原者に報告するとともに、「防火対象物維持台帳」に記録すること。

なお、消防用設備等の法定点検にあつては3年に1回消防長に報告すること。

(不備欠陥等の整備)

第11条 防火管理者は、不備欠陥事項についてその改修計画を樹立して、管理権原者に報告し改修の促進を図ること。

## 火災予防上の遵守事項

### 1 火気使用設備器具の取扱注意事項

- (1) ガスコンロの使用時は、その場を離れず、使用後は、必ず元栓を閉め確認すること。
- (2) ガスコンロは、指定された場所で使用するとともに移動させないこと。
- (3) 炊事場付近は、常に整理整頓するとともに、可燃物（ふきん等）を接近させて使用しないこと。
- (4) 石油ストーブに灯油をつぎたす場合は、火を消してから行うとともに、こぼさないように注意すること。
- (5) 石油ストーブは、接触して転倒させるおそれのある通路、出入口付近に置かないこと。
- (6) 石油ストーブは、障子やカーテンなどの燃えやすい物から十分離して使用すること。

### 2 電気器具の取扱注意事項

電気器具の使用後は、必ずソケットをコンセントから抜くこと。

### 3 喫煙についての注意事項

- (1) 喫煙は、灰皿のある場所で行い、灰皿には必ず水を入れておくこと。
- (2) 退館する前には、後始末を完全にするとともに、安全を確認すること。

### 4 避難経路の確保上の注意事項

玄関、勝手口、縁側等には、避難上障害となる物品を置かないこと。

### 5 消防用設備等の設置上の注意事項

消防用設備等（消火器、自動火災報知設備、非常警報設備（器具）、誘導灯および誘導標識）の周囲には、機能を阻害するような物品を置かないこと。

### 6 迅速、的確な119番通報ができるよう通報内容を確認しておくこと。

《通報内容》

「火事です。住所の建物名称です。近くに目標物があります。〇〇〇〇（できるだけ具体的に）がもえています。逃げ遅れまたはケガ人については（いる・いない）模様です。」

## 定期自主点検票

	建 物	防 火 施 設	避 難 施 設	電 気 設 備	危 険 物	火 気 使 用 設 備 ・ 器 具	消 防 用 設 備 等	備 考	防 火 管 理 者 確 認 印
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									

- 1 建 物                    基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段等の損傷、老化はないか  
許容なく、改築、改造、模様替え等をしていないか等
- 2 防火施設                防火戸等の閉鎖障害はないか、防火区画を構成する壁等の破損はないか  
階段室内に配管、ダクト等が貫通していないか  
防火設備等は故障等していないか等
- 3 避難施設                階段、通路、避難口等に避難障害となる物品が置いていないか  
通路等の有効幅員が確保されているか、出入口、非常照明等の管理等
- 4 電気設備                たこ足配線になっていないか、コンセント等にほこりは溜まっていないか  
許容電流の範囲内で電気器具を使用しているか
- 5 危険物                   貯蔵容器は直射日光の当たらない風通しの良い場所にあるか  
危険物の漏えい等はないか、清掃状況(可燃物の有無)、機器等の損傷有無
- 6 火気を使用する設備    可燃物の有無、安全装置等は機能するか、設備の老化、損傷はないか  
清掃状況、機器の周りに炭化はないか
- 7 消防用設備等           設備等の故障、紛失等はないか、位置等が変更されていないか  
操作の障害となるものはないか